

祝メーデー 5月1日  
井の頭公園西園にて  
三多摩中から数千人の働く  
仲間が集まります。

北多摩東ニュース

2012  
第2号

都教組北多摩東支部  
電話 (042) 384・2941  
FAX (042) 384・7904  
kita-higasi@mvc.  
biglobe.ne.jp

# 都教組と都教委の確認をもとに 年度初めに、勤務条件の確認を 学校長と行いましょう

朝早くから夜遅くまで働く毎日…。心身を病んでしまう人が増えています。都の教職員の勤務条件は、組合と都当局・都教委で確認されています。休憩時間などの働く権利が守られる職場になるように取り組みをしています。



職場の権利パンフ(Q&A7項目)を発行しています。未加入者でご希望の方は支部に申し込んで下さい。

学校長様 ～職場の組合(分会)から校長へ～

## 勤務条件など年度当初の確認を求める申し入れ

日頃より、民主的な学校運営に向けご配慮いただいていることに感謝いたします。私たちは、ゆきとどいた教育と教職員が生き生きと働ける学校を願って活動しています。

年度当初にあたり、従来から都教委と都教組で確認されている事項を中心に、その確認をあらためて申し入れます。

### 1、勤務時間について

- ①1日7時間45分労働を厳守すること。
- ②休憩時間に勤務が食い込み7時間45分に達した場合は、その時点で勤務終了とすること。  
限定4項目(\*)以外の時間外勤務は命じないこと。やむを得ずおこなった超過勤務には回復措置を確実にこなうこと。

\*:(ア)生徒の実習指導(農業実習等特殊な場合のみ)(イ)修学旅行的行事で泊を伴うもの。(ウ)緊急事態の職員会議。(エ)非常災害等

- ③教職員の健康が損なわれないように、管理職の責任で職員の出退勤時間を把握すること。

### 2、休暇・権利について

- ①年休の取得を保障すること。
- ②生理休暇・妊娠中の勤務軽減・健康診断・育児時間の保障などの育児・母性保護の権利を保障すること。介護休暇制度、「子どもの看護休暇」など福祉関連の制度の活用を保障すること。 以下略(7項目)

## 「権利パンフ」より

### Q3

休憩時間に職員会議や行事が食い込んだ場合に、休憩時間はどうなりますか。

### A3

休憩時間に勤務時間が食い込んだ場合は、法律で管理職はその日のうちの別の時間に休憩時間を与えなければなりません。  
例)3時45分から休憩時間の学校で、4時まで会議が延長された場合には、4時から4時45分が休憩時間となり、実質的に4時で勤務終了となります。

管理職は職員会議等が休憩時間に食い込む場合は、そのことを職員に了解をとり、休憩時間の代替措置を講じなければなりません。労働基準法では、違反すると罰金刑の対象になっています。